（調整前補正後確定後期高齢者支援金の算定に係る補正後加入者数の算定方法）

第十条　算定政令附則第三条第二項に規定する当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数として厚生労働省令で定めるところにより算定したものは、当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数とする。

（保険者が行う支払基金に対する報告）

第十一条　被用者保険等保険者は、第四十四条第一項から第四項までに定めるもののほか、支払基金に対し、平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、平成二十九年六月一日までに報告しなければならない。

2　合併、分割又は解散が平成二十八年四月二日以降に行われた場合における当該合併により成立した被用者保険等保険者、当該分割により成立した被用者保険等保険者（分割後存続する被用者保険等保険者がある場合を除く。）及び当該合併後存続する被用者保険等保険者並びに当該解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者又は清算法人は、第四十四条各項及び前項に定めるもののほか、支払基金に対し、当該合併、分割又は解散により消滅した被用者保険等保険者の平成二十八年十月から翌年三月までの各月末日（当該合併、分割又は解散が行われた日の属する月にあっては、当該合併、分割又は解散が行われた日とする。）における特定加入者である者の数及び前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数を、当該合併、分割又は解散が行われた日から三月以内に文書により報告しなければならない。

（端数計算）

第十二条　次の表の上欄に掲げる額等を算定する場合において、その額等に端数があるときは、同表の下欄に掲げるところにより計算するものとする。

附則第五条第一号に掲げる数と同条第二号に掲げる数との合計数	一未満の端数を四捨五入する
附則第七条に規定する補正後加入者数	
附則第二条第一項に規定する確定加入者調整率	小数点以下第五位未満を四捨五入する
附則第二条第二項に規定する粗確定加入者調整率	
附則第三条第一項に規定する補正後確定加入者調整率	
附則第三条第二項に規定する補正後粗確定加入者調整率	
附則第四条第二項に規定する保険者別前期高齢者加入率	小数点以下第八位未満を四捨五入する
附則第五条に規定する補正後前期高齢者加入率	

（削る）

（削る）

（削る）